

## 市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会要綱

### (名称)

第1条 本懇談会は、市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 懇談会は、市川海岸塩浜地区の護岸の整備について、地域の参加を得ながら、「三番瀬再生計画」を踏まえた事業の推進を図るため、下記に掲げる事項について、助言を得ることを目的とする。

(1) 護岸構造とその配置計画（背後地利用計画との調整を含む。）

(2) 環境調査（護岸施工に伴う陸域・海域への影響把握。）

(3) 工事施工計画

なお、懇談会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

### (委員及び任期)

第3条 委員の構成、定数は別表1のとおりとし、知事が依頼する。

2 委員の任期は、依頼を承諾した日から当該年度末までとする。

なお、委員の再任は妨げない。

### (座長)

第4条 懇談会には座長1名及び副座長1名を置き、学識者がその職務を行う。

2 座長は、知事の指名による。

3 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。

4 副座長は、座長の指名により定める。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (懇談会)

第5条 懇談会は、知事が招集する。

### (会議（懇談会を除く）)

第6条 懇談会の円滑な運営を図るため、必要に応じ会議（懇談会を除く）（以下「会議」という。）を開催することができる。

2 会議は、次条第3項に規定する事務局長が招集する。

### (事務局)

第7条 事務局は、県土整備部河川整備課（塩浜2丁目、3丁目に係る事務）に置く。

2 事務局は、懇談会の運営に必要な事務を行う。

3 事務局長は、県土整備部河川整備課海岸整備班長の職にある者とする。

### (議事の公開)

第8条 懇談会は、公開するものとする。ただし、社会情勢等により、非公開にすることができる。

### (補則)

第9条 この要綱に定めるものの他、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が定

める。

**附則**

- 1 この要綱は、令和4年6月2日から施行する。
- 2 懇談会は、施行の日から平成~~29~~令和4年度末までの間に限って設置する。

別表1

(委員の構成及び定数)

構成	定数
1 学識経験者 2 漁業関係者 3 地元住民 <u>4 行政関係者</u>	10名以内

新旧対照表

○市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会要綱

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会要綱</b></p> <p><b>(名称)</b> 第1条 本懇談会は、市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。</p> <p><b>(目的)</b> 第2条 懇談会は、市川海岸塩浜地区の護岸の整備について、地域の参加を得ながら、「三番瀬再生計画」を踏まえた事業の推進を図るため、下記に掲げる事項について、助言を得ることを目的とする。 （1）護岸構造とその配置計画（背後地利用計画との調整を含む。） （2）環境調査（護岸施工に伴う陸域・海域への影響把握。） （3）工事施工計画 なお、懇談会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。</p> <p><b>(委員及び任期)</b> 第3条 委員の構成、定数は別表1のとおりとし、知事が依頼する。 2 委員の任期は、依頼を承諾した日から当該年度末までとする。 なお、委員の再任は妨げない。</p> <p><b>(座長)</b> 第4条 懇談会には座長1名及び副座長1名を置き、学識者がその</p>	<p style="text-align: center;"><b>市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会要綱</b></p> <p><b>(名称)</b> 第1条 本懇談会は、市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。</p> <p><b>(目的)</b> 第2条 懇談会は、市川海岸塩浜地区の護岸の整備について、地域の参加を得ながら、「三番瀬再生計画」を踏まえた事業の推進を図るため、下記に掲げる事項について、助言を得ることを目的とする。 （1）護岸構造とその配置計画（背後地利用計画との調整を含む。） （2）環境調査（護岸施工に伴う陸域・海域への影響把握。） （3）工事施工計画 なお、懇談会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。</p> <p><b>(委員及び任期)</b> 第3条 委員の構成、定数は別表1のとおりとし、知事が依頼する。 2 委員の任期は、依頼を承諾した日から当該年度末までとする。 なお、委員の再任は妨げない。</p> <p><b>(座長)</b> 第4条 懇談会には座長1名及び副座長1名を置き、学識者がその</p>

職務を行う。

- 2 座長は、知事の指名による。
- 3 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。
- 4 副座長は、座長の指名により定める。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (懇談会)

第5条 懇談会は、知事が招集する。

#### (会議(懇談会を除く))

- 第6条 懇談会の円滑な運営を図るため、必要に応じ会議(懇談会を除く(以下「会議」という。))を開催することができる。
- 2 会議は、次条3項に規定する事務局長が招集する。

#### (事務局)

- 第7条 事務局は、県土整備部河川整備課(塩浜2丁目、3丁目に係る事務)に置く。
- 2 事務局は、懇談会の運営に必要な事務を行う。
  - 3 事務局長は、県土整備部河川整備課海岸砂防室~~整備班~~長の職にある者とする。

#### (議事の公開)

第8条 懇談会は、公開するものとする。ただし、社会情勢等により、非公開にすることができる。

#### (補則)

第9条 この要綱に定めるものの他、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

職務を行う。

- 2 座長は、知事の指名による。
- 3 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。
- 4 副座長は、座長の指名により定める。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (懇談会)

第5条 懇談会は、知事が招集する。

#### (会議(懇談会を除く))

- 第6条 懇談会の円滑な運営を図るため、必要に応じ会議(懇談会を除く(以下「会議」という。))を開催することができる。
- 2 会議は、次条3項に規定する事務局長が招集する。

#### (事務局)

- 第7条 事務局は、県土整備部河川整備課(塩浜2丁目、3丁目に係る事務)に置く。
- 2 事務局は、懇談会の運営に必要な事務を行う。
  - 3 事務局長は、県土整備部河川整備課海岸砂防室長の職にある者とする。

#### (議事の公開)

第8条 懇談会は、公開するものとする。

#### (補則)

第9条 この要綱に定めるものの他、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

**附則**

- 1 この要綱は、平成27年10月15日~~から~~令和4年6月2日から施行する。
- 2 懇談会は、施行の日から平成29~~年~~令和4年度末までの間に限って設置する。

別表1

(委員の構成及び定数)

構成	定数
1 学識経験者	10名以内
2 漁業関係者	
3 地元住民	
4 行政関係者	

**附則**

- 1 この要綱は、平成27年10月15日から施行する。
- 2 懇談会は、施行の日から平成29年度末までの間に限って設置する。

別表1

(委員の構成及び定数)

構成	定数
1 学識経験者	10名以内
2 漁業関係者	
3 地元住民	